

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西5条南33丁目11番地
氏 名 山口重機 有限会社
代表取締役 山口 倫生 様



令和5年11月9日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可をします。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴って生じる一般廃棄物 (産業廃棄物に該当しない抜根等)
営業所の所在地及び名称		帯広市西5条南33丁目11番地 山口重機 有限会社
許可期間		令和5年12月15日から 令和7年12月14日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		士幌町内一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	山口重機(有) 南町処理場 帯広市空港南町南11線32-1、2、3、48、49
	その他	事業実施に当たって各種関連法規及び士幌町長の指示する事項を遵守すること。 士幌町の許可車であることを表示すること。

令和5年11月13日

士幌町長 高 木 康 弘